

事務連絡
令和5年12月12日

公益社団法人 日本精神神経学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
一般社団法人 日本泌尿器科学会 御中
一般社団法人 日本形成外科学会
GID(性同一性障害)学会

法務省民事局民事第一課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

本年10月25日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号。以下「特例法」という。）第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされました。

特例法第3条第2項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について（平成16年5月18日障精発第0518001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めているところですが、本年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴会関係者に周知方取り計らい願います。

なお、このことについて、別添のとおり、都道府県及び指定都市の精神保健福祉主管部（局）宛に事務連絡しておりますので、申し添えます。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
（電話 03-3595-2307）